

東商・東学校友会 会則 (案)

第1章 名称

第1条 本会は東商・東学校友会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は会員相互の親睦と緊密な協力を計ると共に母校（旧制東京商業学校・東京商業高等学校・東京学園高等学校）の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 機関紙(校友会だより)等の編集及び発行
- (2) 会員情報の適切な管理と保管
- (3) 母校が主催する諸行事への参加
- (4) 本会は母校の発展に関する諸問題について、母校当局及び学校法人東京学園高等学校の理事会・評議員会等からの諮問に応じ、また意見を述べるができる。
- (5) 本会会員の中から学校法人の評議員候補者を推薦することができる。
- (6) その他、本会の目的を達するための必要な事業

第3章 事務局

第4条 本会は事務局を母校内に設置する。但し、必要に応じて支部を置くことができる。

第4章 会員

(会員の資格)

第5条 本会は次の資格を有する者で組織し、正会員と特別会員に分ける。

- (1) 正会員 母校を卒業した者。
- (2) 特別会員 母校の教職員及び元教職員。

第6条 会員は氏名・住所・職業等に変更があった場合は速やかに事務局へ連絡するものとする。

第5章 役員・幹事等の任期

第7条 本会に次の役員・幹事を置き、その任期は3年とし、再任は妨げない。但し、会長は2期を限度とする。任期途中で選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。

会長	1名
副会長	4名(以内)
幹事長	1名
常任幹事	12名(以内)
幹事	各卒回毎に2～3名
会計監査	2名

(顧問)

第8条 本会は顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は会員の中から役員経験者を中心に、その経歴・貢献度等を勘案して会長が推薦し執行部会に諮り、その同意を得て会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会長の諮問に応じ、必要があるときは会議に出席し意見を述べるができる

第6章 役員・幹事等の選任

第9条 本会の役員(会長・副会長・幹事長・常任幹事で執行部会を構成)の選出は次のとおりとし、選任結果は総会で報告する。

- (1) 会長は執行部会で互選し、執行部会で選任する。
- (2) 副会長は常任幹事の中から会長が指名し、執行部会において選任する。

- (3) 幹事長は常任幹事の中から会長が指名し、執行部会において選任する。
- (4) 常任幹事は幹事の中から候補者を選出し、執行部会において選任する。
- (5) 幹事は常任幹事等の中から推薦された者又は立候補者の中から執行部会において選任する。なお、常任幹事等が推薦する時は推薦状を、立候補者は立候補届をそれぞれ事務局に提出するものとする。
- (6) 会計監査は会員の中から選出し、執行部会において選任する。

第10条 副会長のうち1名は東京学園高等学校の校長が就任するものとする。

第7章 役員・幹事等の任務

第11条 各役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。また総会等の会議を招集し、議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐して、会務(総務・会計・広報)を分担し、それぞれを統括する。会長に事故あるときまたは不在のときは、予め定められた順位に従って会長職を代行する。
- (3) 幹事長は会長の諮問に応じ、校友幹事会の議長及び、本会の運営に関する事項について審議を司どり、会務を処理する。
- (4) 常任幹事は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときまたは不在のときは、予め定められた順位に従って幹事長職を代行する。また本会の各種行事の際にそれぞれの業務分担の責任者となって、その職務を執行する。
- (5) 幹事は総会等の行事に積極的に参加し、同期生、先輩、後輩等の勧誘を計る。
- (6) 会計監査は本会の会計を監査する。
- (7) 顧問は顧問会を組織し、顧問幹事を互選し、顧問会の運営に当るものとする。

第8章 会議

(総会)

第12条 総会は会長が招集する。

- (1) 総会は毎年1回、6月末～7月上旬に都内で開催する。
- (2) 総会においては、次の事項について審議・決定し、議事録を作成する。
 - ① 会務報告に関する事項
 - ② 予算・決算に関する事項
 - ③ 会則・諸規定の改正に関する事項
 - ④ 役員改選に関する事項
 - ⑤ その他必要な事項

第13条 臨時総会は会長が必要と認めた場合、執行部会の同意を得て開催する。

(執行部会)

第14条 執行部会は会長が招集する。

- (1) 執行部会は役員総数の2/3以上の出席で成立する。会議は会長が議長となり議決は出席者の過半数で決する。
- (2) 定例執行部会は原則として年3回会長が招集し、議事録を作成する。
- (3) 会長は役員総数の1/3以上の要請があった時は速やかに臨時執行部会を招集しなければならない。
- (4) 執行部会では次の事項を協議する。
 - ① 会長及び会計監査の次期候補者の選定に関する事項
 - ② 会則及び規程の制定または改廃に関する事項
 - ③ 会務及び事業に関する事項
 - ④ 予算及び決算に関する事項
 - ⑤ 保有財産に関する事項
 - ⑥ 学校法人の評議員候補者及び理事候補者の推薦に関する事項

(5)執行部会欠席の時は書面をもって意思の表示をすることができ、委任者は出席とみなす。

(校友幹事会)

第15条 校友幹事会は会長が招集する。

(1)校友幹事会は役員及び幹事で構成し、会議は過半数以上の出席で成立する。

会議は幹事長が議長となり、議決は出席者の過半数で決する。

(2)定例校友幹事会は原則として年3回会長が招集し、議事録を作成する。

(3)臨時の校友幹事会は会長が必要と認めたとときに、執行部会の同意を得て招集する。

(4)校友幹事会では次の事項を審議及び議決する。

①役員・会計監査の選任に関する事項

②本会に関わる諸規定の制定と改廃に関する事項

③会務及び事業に関する事項

④予算及び決算に関する事項

⑤学校法人の評議員候補者及び理事候補者の推薦に関する事項

(5)校友幹事会欠席の時は書面をもって意思の表示をすることができ、委任者は出席とみなす。

(顧問会)

第16条 顧問会は校友会長の諮問に応じ、顧問を招集し、本会の運営に関する諸々の問題点について意見の交換を行い、その結果をまとめて校友会長に対して本会運営の資に供するよう求めることができる。

第9章 会 費

第17条 (1) 新入正会員は入会金1,000円・初年度年会費1,000円を卒業時に事務局に入金する。

(2) 正会員の年会費2,000円を毎年7月末までに事務局に入金すること。

(3) 終身会費は40,000円とする。

第18条 会員は基本金に対し使途を指定して金品を寄付することができる。

第10章 会 計

第19条 (1) 本会の基本金は入会金・年会費及び寄付金等により成立する。

(2) 本会の必要経費は基本金をもって充当する。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第11章 そ の 他

第21条 本会則に定められた以外の事項については、校友幹事会において出席者の過半数の賛成による議決をもって執行されるものとする。

第22条 本会則は総会において出席会員の過半数の賛成をもって議決されない限り加除修正することができないものとする。

この規定は2018年 7 月 1 日より施行